

Alice Corp 事件の米国連邦最高裁判決後の PTAB による最初の審決例

2014年08月25日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

2014年6月19日、米国連邦最高裁判所は、全会一致で、方法に係るクレーム発明と、汎用コンピュータを指示する符号を用いて上記方法を実施するシステムに係るクレーム発明とが、米国特許法第101条に規定の特許可能な発明主題ではない（当事者間における債務の決済は、その分野では周知の事項である。）とし、CAFC 大法廷判決を支持する旨の判決を下しました。なお、本判決において、基本となる原則、及び、どのように解析されるべきかの点でそれぞれ矛盾しないように、*Gottschalk v. Benson* から *Mayo* までの法理学が考察されました。

本件は、Alice 事件 (*Alice Corp. v. CLS Bank International (2014)*) の連邦最高裁判決が PTAB (審判部) により最初に適用された審決です。本件において、PTAB は、どちらかと言えば本件クレーム発明が米国特許法第101条を充足しないであろうと判断した後、CBM (Covered Business Method) レビューを命じました。

本件を通じて、Alice 事件の最高裁判決に対して PTAB がどのように考えているか、また、Alice 事件の最高裁判決がどのように適用されるのかを知ることができます。

【全6頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.